

## 令和8年度国民健康保険税(第3～10期分)納税通知書の発送日について

ページ番号  
1003601

前年中の所得金額や今年度の国民健康保険税率などを基に、国民健康保険税の年税額を決定しました。納税通知書は、7月6日(月)の発送を予定しています。税率や計算方法については納税通知書をご確認ください。

$$\text{年税額} - \text{仮徴収額} = \text{差引徴収額(今後の納付額)}$$

- 普通徴収(納付書または口座振替)の人：仮徴収額(1・2期)については5月に通知済です。
  - 特別徴収(年金天引き)の人：仮徴収額(4・6・8月年金分)については4月に通知済です。
- ※ 年税額から仮徴収額を差し引いた結果、納め過ぎとなった人には還付について別途通知します。

### ※注意事項

発送日以降、順次郵送されますが、お住まいの地域や郵便事情により、お手元に届くまでに日数がかかる場合があります。課税について心当たりがある人で、17日頃までに納税通知書が届かない場合は税務課までお問い合わせください。

☎ 税務課 ☎32-1103

## 介護保険負担限度額認定証の更新について

ページ番号  
1003473

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外のため自己負担となっています。そこで、所得が低い人などの負担を軽減するために利用者負担段階を設け、該当すると認められた人には「負担限度額認定証」を交付しています。

なお、お手元の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も施設を利用される場合は、健康福祉課に申請してください。

※該当する人 世帯全員(別世帯の配偶者含む)が町民税非課税かつ資産が下表に定める基準の人

### ※利用者負担段階

第1段階	・生活保護を受けている人
第2段階	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が82.65万円以下の人 ・預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円以下の人
第3段階(1)	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が82.65万円超120万円以下の人 ・預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円以下の人
第3段階(2)	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人 ・預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円以下の人

## 介護保険負担割合証の更新のご案内について

介護保険負担割合証とは、介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。負担割合証の有効期間は7月31日となっています。更新対象者には7月中旬頃に自宅または介護施設へ郵送します。

☎ 健康福祉課 ☎32-1105